

# 告示

## 埼玉県告示第千六十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年九月二十四日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都品川区上大崎三丁目一番一号 株式会社トラストバンク 代表取締役 川村 憲一	令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで
ふるさと納税サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金の収納事務	東京都中央区京橋二丁目二番一号 株式会社さとふる 代表取締役社長 藤井 宏	令和六年四月十九日から令和七年三月三十一日まで

### 二 指定公金事務取扱者の指定をした日

次のイ又はロに掲げる公金事務の区分に応じて、当該イ又はロに掲げる日

イ ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金の収

納事務 令和六年四月一日

ロ ふるさと納税サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金の収納事務

令和六年四月十九日

### 三 委託をした日

次のイ又はロに掲げる公金事務の区分に応じて、当該イ又はロに掲げる日

イ ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を利用して納付される寄附金の収

納事務 令和六年四月一日

ロ ふるさと納税サイト「さとふる」を利用して納付される寄附金の収納事務

令和六年四月十九日